
乗船のみなさまへお願い

航海の安全と秩序維持のため、海上運送法および運送約款に定められている次の**禁止事項**をお守りください。

- ① みだりに船舶の操舵設備その他の運航のための設備又は船舶に係る旅客乗降用可動施設の作動装置を操作すること。
- ② みだりに船舶内の立入りを禁止された場所に立ち入ること。
- ③ 船舶内の喫煙を禁止された場所において喫煙すること。
- ④ みだりに消火器、非常用警報装置、救命胴衣その他の非常の際に使用すべき装置又は器具を操作し、又は移動すること。
- ⑤ みだりにタラップ、その他乗船者の乗下船または転落防止のための設備を操作し、または移動すること。
- ⑥ みだりに乗船者の乗下船の方法を示す標識その他乗船客の安全のために掲げられた標識または掲示物を損傷し、または移動すること。
- ⑦ 石、ガラスびん、金属片その他船舶または船舶上の人もしくは積載物を損傷する恐れのある物件を船舶に向かって投げ、または発射すること。
- ⑧ 海中投棄を禁止された物品を船舶から海中に投棄すること。
- ⑨ 船員等の職務の執行を妨げる行為をすること。
- ⑩ 他の乗船者に不快感を与え、または迷惑をかけること。
- ⑪ 船内の秩序もしくは風紀をみだし、または衛生に害のある行為をすること。

乗下船その他船内における行動に関し、船長が輸送の安全確保と船内秩序の維持のために行う職務上の指示に従うこと。